

Q 追加措置の「新たに地域でまとめて取り組む資材等の経費」の「地域でまとめて取り組む資材」とは、どういうことか。

A 生産性向上等の具体的な目標を達成するため、これまで生産者の間で利用が徹底されていない資材に関し、これを機に、地域で取り決めを行い、生産者がまとめて導入拡大を進める資材のこととなります。

なお、この場合の「地域でまとめて取り組む資材」については、特定の事業者等が販売している商品に限定したり、特定の販売先から一括で購入するものに限定するものではありません。資材の購入先は様々あることから、農作物の販売先と具体的な契約等がある場合を除き、「産地等でまとめて取り組む資材」について、特定の事業者等の商品のみを特定・限定し、当該資材のみが対象であるかのように指導することは適切ではありません。